平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、多様な交流を促進することにより、本県の産業振興及び地域経済の発展を図るため、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「補助事業者」という。）が行う地場産業振興センター天井等の耐震改修に係る実施設計に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金額）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金額は、補助事業者が行う補助事業に要する経費の65パーセントを限度として交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手しようとする日の20日前までに、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付に際して、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１) 補助事業の内容及び経費の配分等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）をしようとする場合は、事前に別記第２号様式による補助金変更交付申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(２) 補助事業者が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に書面で報告し、その指示を受けること。

(３) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第３号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(４) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(５) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存すること。

(６) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条第１項の補助金交付申請書又は前条第１号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であると認めるときは、別記第４号様式による補助金交付決定通知書又は別記第５号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（実績報告等）

第７条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の３月31日までのいずれか早い日までに別記第６号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第７号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付）

第８条　知事は、前条第１項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第９条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(１) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(３) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(４) 別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

（報告、検査等）

第10条　知事は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出を求め、又はその他必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第12条　補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（財産の管理等）

第13条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条　補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第８号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

附　則

１　この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

２　この要綱は、平成29年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５条第５号、第７条第２項及び第３項、第９条から第11条まで並びに第13条及びﾀ第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第５条、第６条、第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

 　平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在　 地

 名　　　　称

 印

 生 年 月 日

補 助 金 交 付 申 請 書

　平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金を受けたいので、平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により申請します。

記

１　補助金交付申請額 　 円

２

(１) 事業計画書

(２) 収支予算書

(３) (１)及び(２)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

事業計画書（変更事業計画書・事業報告書）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 事業費（注1） | 補助対象事業費 | 補助申請金額 | 契約予定日（契約日） | 完了予定日（完了日） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

注１　事業費は、実際に要する事業費を記入してください。

収 支 予 算 書

 収　入 　　　　　　　　　　　 　 (単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　　目 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

 支　出 　　　　　　　　　　　 　 (単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　　目 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

 上記のとおり相違ありません。

　　 平成 年 月　 日

 名　　　　称

 印

第２号様式（第５条関係）

 　平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　 様

所 在 地

名　　　　称

代表者名

印

補助金変更交付申請書

平成 　年 　月 　日付け高知県指令　第 　号で交付の決定を受けました平成 28 年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第５条第１号の規定により申請します。

記

１ 事業内容変更事項及びその理由

２　変更交付申請額等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更交付申請額 | 既交付決定額 | 差引き金額 |
|  |  |  |

３ 添付書類

　 (１) 変更事業計画書

　 (２) 収支変更予算書

収 支 変 更 予 算 書

 収　入 　　　　　　　　　　　 　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考 |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

 支　出 　　　　　　　　　　　 　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考（事業ごとの内訳を記入してください。） |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

 上記のとおり相違ありません。

　　 平成 年 月　 日

 事業者名

 代表者名 　　　　　　　印

第３号様式（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　 様

所 在 地

名　　　　称

代表者名

印

補助事業中止（廃止）承認申請書

　平成 　年 　月 　日付け高知県指令　第 　号で(変更)交付の決定を受けました平成 28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してくださるよう平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第５条第３号の規定により申請します。

記

１　事業中止（廃止）の理由

２　事業中止（廃止）の内容

第４号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県指令　　第　　号

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

申請者名

　平成　　年　　月　　日付けで交付の申請がありました平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金について、下記の条件により金　　　　　円を交付することに決定しましたので、平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　印

第５号様式（第６条関係）

高知県指令　　　第　　　号

補 助 金 変 更 交 付 決 定 通 知 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名

　平成　　年　　月　　日付けで申請がありました平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金の変更について、申請のとおりこれを承認し、平成　　年　　月　　日付け　高知県指令　　第　　号による交付の決定通知の補助金額を金　　　円に変更して交付することに決定しましたので、平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

　　平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　印

第６号様式（第７条関係）

 　平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　 様

所 在 地

名　　　　称

代表者名

印

実 績 報 告 書

 平成 　年 　月 　日付け高知県指令　第 　号で(変更)交付の決定を受けました平成 28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金の実績を平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

(１) 事業報告書

(２) 収支決算書

(３) 支出関係書類

(４) (１)から(３)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

収 支 決 算（見込み） 書

 収　入 （金額：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予　算　額 | 決 算 額 | 差引き金額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

 支　出 （金額：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予　算　額 | 決 算 額 | 差引き金額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

 上記のとおり相違ありません。

　　 平成 年 月　 日

 名　　　　称

 印

第７号様式（第７条関係）

 　平成　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　 様

所 在 地

名　　　　称

代表者名

印

平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金に係る消費税

仕入控除税額等報告書

 平成 　年 　月 　日付け高知県指令　第 　号で(変更)交付の決定を受けました平成 28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等について、平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額） | 円 |
| 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | （ａ）　　　　　　　　　　　　円 |
| 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | （ｂ）円 |
| 補助金返還相当額 | （ｂ）－（ａ）円 |

(注) 国税還付金振込通知書写しその他参考となる資料を添えてください。

第８号様式（第14条関係）

平成　　年　　月　　日

※処分希望日より前の日付を記載

高知県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名

平成28年度高知県地場産業振興センター等設備整備事業費補助金に係る

財産処分承認申請書

　　平成 年 月 日付け高知県指令　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業により取得した（取得予定の）財産を下記のとおり処分したいので、高知県地場産業振興センター設備整備事業費補助金交付要綱第14条第１項の規定により、承認を申請します。

記

　１　事業計画名

　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

２　補助対象財産

３　財産処分の種類（該当するものに○）

（　転用　有償譲渡　有償貸付　無償譲渡　無償貸付　交換　抵当権の設定　取壊し又は廃棄　）

４　経緯及び処分の理由

　５　処分の概要

　　　別紙参照

６　承認条件としての納付金（該当するものに○）

（　有　・　無　）

　　　※理由：

７　添付資料

・対象施設の図面（補助対象部分、面積）、写真等

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| ①補助事業者等の名称 |  |
| ②間接補助事業者等※間接補助事業等の場合のみ |  |
| ③施設名 |  |
| ④所在地 |  |
| ⑤施設（設備）種別 |  |
| ⑥建物構造 | 造 |
| ⑦建物延面積（うち処分に係る建物延面積） | ㎡　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡　） |
| ⑧定員 | 人 |
| ⑨補助等相当額（うち処分に係る部分の額） | 円　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　） |
| ⑩補助等年月日 |  |
| ⑪処分制限期間 | 年 |
| ⑫経過年数 | 年 |
| ⑬処分の内容 |  |
| ⑭処分予定年月日 |  |
| ⑮譲渡予定額※譲渡のみ | 円 |
| ⑯評価額 | 円 |
| ⑰評価額の算定方法（いずれかに○） | 定率法　　・　　定額法　　・　　不動産鑑定額 |
| ⑱その他 |  |

※該当する項目のみ記入してください。